

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同法の規定により、下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

紀北町長 尾上 壽一

1. 協議を行った区域

便ノ山・相賀地区

2. 協議の結果をとりまとめた

令和 4 年 3 月 1 5 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	法人	0 経営体
	個人	3 経営体
	集落営農（任意組織）	0 経営体

4. 3 の結果として、当該地域において担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の中心となる経営体へ農地を集積する際には、積極的に農地中間管理機構の活用する

6. 地域農業の将来のあり方

担い手への農地の集積を図り、経営規模拡大・耕作放棄地対策に繋げる取組を推進していく。